

避難所における新型コロナウイルス感染症への区の対応について

避難所において新型コロナウイルスの感染防止を図るため、下記のとおり対応し、感染症対策を徹底する。

記

1 前提条件

出水期を迎えるにあたり、風水害時の避難所における新型コロナウイルスの感染防止の緊急対応方針を取りまとめた。首都直下地震等の震災時には、この対応を踏まえた対応をするとともに、今後早急に詳細について検討を進める。

2 区民への事前周知

- (1) 震災時の火災や家屋倒壊等の危険がない場合及び多摩川洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住していない区民には、在宅避難を呼びかける。あわせて、親戚や友人の家等への避難の検討を促すため、自主避難や縁故避難を呼びかける。
- (2) 避難する際はマスク、消毒用アルコール、石鹼、体温計等の衛生用物品を持参するように呼びかける。
- (3) これらの取組みを区ホームページ、災害防犯メール、ツイッター、区のおしらせ等の様々な媒体を通じて周知する。

3 避難の方法について

区分	避難の方法	
	避難すべき区域以外の地域の方	避難すべき区域の方 ※多摩川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等
自宅療養者	在宅避難	宿泊施設等に誘導
健康観察者	在宅避難	区民センター等に誘導
上記以外の方	在宅避難、自主避難、縁故避難	自主避難、縁故避難、避難所に誘導

※自宅療養者、健康観察者については、水害時避難所には避難しない。

4 避難所の運営等について

(1) 水害時避難所について

① 避難所の拡充

震災時だけでなく、水害時にも都立高校、区内大学等の予備避難所等を確保する。

【水害時避難所候補案】

都立深沢高校、都立園芸高校、東京都市大学等々力キャンパス、成城大学、日本大学商学部、駒沢オリンピック公園総合運動場

※避難者（家族）ごとの間隔を1メートル確保した場合でも、予備避難所等を確保することで避難者を受け入れることは可能と試算している。

② 避難所の受付

ア 避難所受付時に、発熱や咳などの症状がある場合は、避難者に自己申告を促す。
非接触型体温計による受付時の検温を実施予定。

イ 自己申告にて症状がある方を避難所内の隔離スペース（各避難所に2箇所程度）に誘導する。

ウ ア、イ以外の方は、避難所（体育館に加えて教室、視聴覚室、ランチルーム等も含めた避難スペース）に誘導する。

③ 避難所内の順守事項

ア 避難者はマスク着用を原則とする。

イ 避難者がマスクを所持していない場合は、備蓄しているマスクを配付する。

ウ 手洗いの徹底をする。

エ 避難所内では、十分な換気に努める。

オ 避難所内のごみについては、密閉して廃棄するなど適切に管理をする。

カ 発熱や咳等の症状がある避難者は、健康管理チェックリストによる自己管理をするとともに、倦怠感、呼吸困難、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、避難所運営スタッフに報告し、保健所等に連絡をする。

キ 避難者（家族）ごとに避難スペースを確保し、他の避難者と最低1メートルの間隔を空けて（「新しい生活様式」の実践例）、避難者同士が向かい合わず、同一方向を向いて座る。

ク 避難所における新型コロナウイルスの感染防止対策等をまとめた留意事項を作成し、避難所運営マニュアルなどとともに活用して、避難所運営を行う。

④ 備蓄品の拡充

避難所に消毒用アルコールを配備する。あわせて、避難所の備蓄物品にマスク、体温計、石鹼を追加して配備予定。

(2) 自宅療養者の避難について

都が確保する宿泊施設等に事前に避難するように、保健所を通じて伝える。

(3) 健康観察者の避難について

① 健康観察者は、水害時避難所への避難ではなく、別途確保する区民センター等に避難するよう保健所を通じて伝える。

② 避難施設は、健康観察者の人数に応じて開設することとし、各施設に保健師2名程度を含め従事者2名から3名を配置する。

③ 避難施設内では、他の利用者と動線が重ならないようにするとともに、避難者（家族）ごとに避難スペースを確保し、他の避難者と最低1メートル空ける。

④ 事後に避難施設として使用した場所の消毒を実施する。

(4) 避難所内で感染者が発生した場合

避難者が避難所内で発症した場合は、平時の発生事例の対応と同様の扱いとし、保健所に報告し、指示を受け、搬送、隔離、消毒を実施する。